

【ショートメッセージサービスの開始について】

令和8年1月から、ショートメッセージサービスにより償還に関するご案内を開始します。
発信番号はキャリアごとに異なります。

ソフトバンク ⇒ 251000

ソフトバンク以外 ⇒ 087-861-2388

なお、本会からショートメッセージにより、新しい借り入れの案内や、クレジットカードの番号を聞くことはありません。不審なショートメッセージにご注意ください。

【償還方法(ご返済の手続き等)について】

原則、手数料無料で毎月引落が可能な指定口座※から口座振替による償還をお願いします。
償還期限後も、償還残額がある債権については、自動的に口座振替が実施されます。

口座振替と並行して直接振込をされている方はご注意ください。

口座振替による償還が出来ない場合は、振込人名義に貸付コードを入れ本会口座宛に振込みをお願いします。

一括償還に限り、手数料無料の払込票を発行しますので、香川県社会福祉協議会(087-861-2388)にご連絡ください。その際、入金予定日をお伝えください。

※都市銀行等ご指定いただけない口座もありますのでご確認ください。

口座引落手続き様式・取扱金融機関一覧QR⇒



その他のお問い合わせについては以下をご確認のうえ、

社会福祉協議会 までご相談ください。

【償還免除(返済不要となる可能性のある手続き)について】

- (1) 資金を借り入れた方の住民税が非課税となっている(※ただし、借り入れた方と世帯主が別人の場合は、世帯主も住民税が非課税であることが必要)
- (2) 生活保護を受給している
- (3) 精神保健福祉手帳(1級)または身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けている
- (4) 資金を借り入れた方が死亡している
- (5) 自己破産の免責が確定している

【償還猶予(最長12か月間償還を遅らせる手続き)について】

- (1) 地震や火災等に被災した場合
- (2) 病気療養中の場合
- (3) 失業又は離職中の場合
- (4) 奨学金や事業者向けのローン(住宅ローンを除く。)など、他の借入金の償還猶予を受けている場合
- (5) 自立相談支援機関に相談を行った結果、当該機関において、償還猶予を行うことが適当であるとの意見を受けた場合

※償還期限を過ぎた債権については、償還猶予ができませんので、ご注意ください。

【少額返済(毎月の返済額少なくする(または増やす)手続き)について】

当初約定額での償還が難しい場合には、一回あたりの償還額を減らしての口座引き落としができます。

なお、償還計画の変更ではないため、最終償還期限に残債があった場合は、延滞利子が発生します。